

茨木市水道事業ビジョン・経営戦略中間見直し及び
茨木市水道施設更新計画改定業務委託仕様書

この仕様書は、「茨木市水道事業ビジョン・経営戦略中間見直し及び茨木市水道施設更新計画改定業務委託」の業務内容を示す。契約にあたっては、受託候補者と内容の協議、調整の上、改めて仕様を策定する。

1. 業務の名称

茨木市水道事業ビジョン・経営戦略中間見直し及び茨木市水道施設更新計画改定業務委託

2. 業務の場所

茨木市

3. 業務の期間

この仕様書により委託する期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務の目的

本業務は、令和5年3月に策定した「茨木市水道事業ビジョン・経営戦略」（以下「現行ビジョン・経営戦略」という。）について、具体的施策や投資・財政計画の状況を踏まえた上で必要に応じた目標の見直しを行うことと令和4年3月に改定した「茨木市水道施設（耐震化）更新計画」（以下「現行施設更新計画」という。）について、「投資試算」と「財源試算」を均衡させた投資財政計画の再検討を行うことにより、経営基盤の強化及び適正な財源の確保を図ることを目的とする。

5. 業務の内容

(1) 「現行ビジョン・経営戦略」の中間見直し及び「現行施設更新計画」の改定

① 業務の概要

「現行ビジョン・経営戦略」における具体的取り組みについて、実績値から現状分析・将来予測を行い、必要に応じて目標の見直しを実施する。

また、「投資試算」と「財源試算」を均衡させた投資財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を反映させるとともに、水道料金改定の必要性を検討し、その基礎資料を作成する。

「現行施設更新計画」については、管路及び水道施設の更新需要の再検討を行う。計画期間は、令和10年度から令和19年度の10年間とする。また、令和10年度以降50年間のアセットマネジメント手法（タイプ4D）を用いた更新需要を把握し、

「投資試算」と「財源試算」を均衡させた投資・財政計画を作成する。

② 基本的な見直し事項

1) 水道事業ビジョン・経営戦略について

「水道事業ビジョン作成の手引き」（平成 26 年 3 月 19 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月）」、「経営戦略の改定推進について（令和 4 年 1 月）」、「経営戦略策定・改定ガイドライン（平成 31 年 3 月）」、「経営戦略策定・改定マニュアル（令和 4 年 1 月）」に基づき、中間見直し案を作成する。

なお、本業務で改定する「茨木市水道施設更新計画（案）」との整合を図り、市民、議会への公表を前提に、挿絵等を使用し、簡潔に分かりやすい内容で作成すること。

また、「経営戦略策定・改定マニュアル（令和 4 年 1 月）」、「経営戦略ひな形様式（令和 4 年 1 月）」を準拠して原価計算表を作成すること。

必要に応じて中間見直しすべき基本的な事項は次のとおりである。

- 水道事業ビジョン・経営戦略の中間評価
- 水道事業の現状と課題（各種指標について実績値との比較、分析を行う。また、水道事業への理解促進を図るために、水道料金収入を事業の支出項目別に整理し、単位収入金額当たりの支出項目別金額を算出すること。）
- 水道事業の目指す将来像と今後の施策
- 投資・財政計画（「茨木市水道施設更新計画（案）」で作成する「投資・財政計画」を用い、料金改定も含めた今後の見通しを立てること。）
- フォローアップ（進捗管理）

2) 水道施設更新計画について

次の事項を検討して、「茨木市水道施設更新計画（案）」を作成すること。

ア. 水需要予測

「現行施設更新計画」において算出済の水需要予測に、直近の実績、人口予測、開発計画を反映し、水需要の予測を行うこと。

給水人口については、「第 6 次茨木市総合計画」を基に算出することとし、3 ケース程度の推計を実施すること。

なお、「現行施設更新計画」では、次のとおり算出している。

- 生活用原単位
過去実績の時系列傾向分析から算出
- 生活用水量
 $\text{生活用原単位} \times \text{給水人口}$

■ 業務・営業用水量

過去実績の時系列傾向分析から算出した水量に、新規開発箇所の予定水量を加算

■ 工場用水量

過去実績の時系列傾向分析から算出した水量に、新規開発箇所の予定水量を加算

■ その他水量

過去の実績より算出

イ. 「現行施設更新計画」の改定及び更新需要等の「投資試算」の再検討

次の事項を考慮し「現行施設更新計画」の改定を行うとともに、算出した管路及び水道施設の更新需要について、水需要予測を踏まえて再検討を行い、「投資試算」として取りまとめること。なお、本市で管理している管路情報については、電子データで受託者へ提供する。

■ 管路更新単価の見直し

■ 整備済み管路・施設データ・施設更新及び統廃合の実績の反映

■ 計画年次追加に伴う重要給水施設管路の追加

■ 「現行施設更新計画 第3章 管路の機能評価」の再検討

■ 「現行施設更新計画 第5章 更新計画策定条件の整理」の再検討

■ 「現行施設更新計画 第6章 水道施設更新計画」の再検討

■ 「現行施設更新計画 第7章 管路更新計画」の再検討

■ その他「現行施設更新計画」各章の時点修正

■ 本市で策定済みの計画の反映

[予防保全を含む適切な維持管理による長寿命化に係る計画]

・ 建築構造物修繕計画・コンクリート構造物（池状）修繕計画

[十日市浄水場整備手法等検討]

・ 十日市浄水場整備計画・十日市浄水場深井戸更新計画

[その他の計画]

・ 遠方監視装置更新計画・計装設備等修繕計画・水質モニター更新計画

・ 受配電設備更新計画・無停電電源装置更新計画

ウ.その他

窓口包括業務委託、十日市浄水場運転・維持管理業務の包括委託の検討など、その他、「現行ビジョン・経営戦略」策定時以降状況が変化したものを反映する。

エ. 財源試算の再検討

決算分析による財政目標と実績値との乖離を把握しその要因を分析し、累積利益剰余金・損益勘定留保資金などの資金残高の推移、料金収入の見通しについての検討を踏まえ「財源試算」の再検討を行うこと。あわせて、水道料金改定の必要性についても検討を行い、複数のケースを比較した上で、最適な案を作成すること。なお、水道料金体系の検討は本業務には含まないものとする。

また、本市にて水道料金改定のシミュレーションを実施できるように簡易な財政シミュレーションのエクセルファイル（料金改定計算ツール）を作成すること。

なお、アセットマネジメントについては、「現行施設更新計画」策定時に、アセットマネジメント簡易支援ツールを一部改修して実施している。今回の業務においても、改修済みの簡易支援ツールを利用し、アセットマネジメントを実施すること。現状にあわせ、再度改修を行っても差し支えない。

3) 「投資・財政計画」の取りまとめ

上記2)の結果を取りまとめ、令和10年度から令和19年度の10年間について、改めて「投資・財政計画」を作成する。また、収支均衡を図るための取組として、業務委託の検討や組織体制の最適化、広域化等についても必要に応じて検討を行い追加・修正する。

③ アンケート調査

本市水道事業に対する評価及びニーズを的確に把握するためのアンケート調査を実施すること。なお、調査に係る費用は受託者が全て負担すること。

- 調査対象者：茨木市住民基本台帳から無作為抽出した1,000件
- 調査方法：郵送・インターネット方式
- 調査期間：2週間程度
- 調査項目：個人属性、満足度調査、水道料金、サービス、広報活動、災害対策等

6. 工程管理

本業務を行うにあたり、業務打合せを次のとおりとし、発注者と綿密に連携した業務推進を図ること。なお、議事録をとり、業務実施の経過を明確にしておくこと。

1. 見直しに必要な資料収集・整理（契約締結日以降～令和8年3月頃）
2. 全体計画（作業方針・役割分担・全体スケジュール）の策定（令和8年2月～3月頃）

3. 定期的な設計協議（令和 8 年 4 月以降）
4. 毎月 1 回程度の全体進捗会議（令和 8 年 4 月以降）

7. 配置技術者

管理技術者、照査技術者、主担当技術者（コンサルタント業務）として、技術士（上水道部門）、技術士（総合技術管理部門—上水道）または R C C M（上水道及び工業用水道部門）のいずれかの資格取得者を配置すること。

また、上記技術者は過去 5 年以内に、給水人口 10 万人以上の水道事業体の経営戦略及び水道事業のアセットマネジメント（タイプ 3 C 以上）業務を受注し完了実績があること。ただし、再委託による業務において従事した業務は除く。

主担当技術者（経営関連業務）は、公認会計士の資格取得者を配置すること。

なお、主担当技術者（経営関連業務）は、過去 5 年以内に、給水人口 10 万人以上の水道事業体における財政計画または料金改定支援業務の実績を有すること。（再委託による業務を含む）

8. 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出する。

紙媒体のほか、電子データ（CD-R・DVD-R 等に入力）でも納品すること。

- (1) 報告書： 1 部（A 4 版製本）
- (2) 「茨木市水道事業ビジョン・経営戦略中間見直し（案）」：概要版 10 部・簡易製本 10 部
- (3) 「茨木市水道施設更新計画」：簡易製本 8 部
また、計画年度ごとの管路更新位置図については、進捗管理のため、編集可能な電子データで提出すること（CAD 等）。管路の機能評価結果についても、対象管路の検索ができるよう、電子データで提出すること（エクセル等）。
- (4) 電子データ「アセットマネジメント簡易支援ツール」：1 式
- (5) 製本版「アセットマネジメント簡易支援ツール 操作マニュアル」：簡易製本 8 部
- (6) 電子データ「料金改定計算ツール」：1 式

9. その他の事項

- (1) 成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。
- (2) 業務が完了し、または契約期間が満了した後であっても、不備等が発見された場合は、受託者の負担で修正を行うこととする。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た情報を、発注者の承認なしに第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり水道法、同法施行令、同法施行規則及び関係法令

等、水道施設設計指針、国・府（厚生労働省、国土交通省、総務省、大阪府等）及び公益社団法人日本水道協会等の指針・手引き・ガイドラインなど、関連する法令・基準等を遵守しなければならない。

- (5) 「情報セキュリティに関する特記仕様書」に記載する項目を遵守すること。
- (6) この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は発注者と協議すること。

情報セキュリティに関する特記仕様書

1 法令順守

乙は、以下のものを順守しなければならない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 関係法令
- (4) 本市の条例、規則
- (5) 茨木市個人情報の適正な取扱いに関する基本方針及び取扱指針

2 セキュリティインシデント等の緊急事態の対応

- (1) 乙は、本委託業務に関し、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況を報告し、甲の指示に従わなければならない。
- (2) 乙は、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合に備え、甲及びその他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧並びに再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための体制を整備しなければならない。
- (3) 甲は、本委託業務に関しセキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

3 提供資料の保全等

契約書〇条について、乙は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 資料等の利用者、作業場所及び保管場所の限定並びにその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での資料等の保管
- (3) 業務従事者以外の者が本業務で取扱う電子データにアクセスできない環境の構築
- (4) 資料等を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (5) 資料等を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (6) 次のセキュリティ対策を施したパソコンの利用
 - i パスワード等の認証の仕組み
 - ii 周辺機器のアクセス制限等のデータ持ち出し制限
- (7) 甲が所有するシステムを利用する場合、当該システムにおいて、甲が指定する種類又は範囲の情報以外の情報へのアクセスの禁止

- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物での作業の禁止
- (9) 機密情報を含む電子データへの暗号化処理
- (10) 業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (11) 海外のデータセンター等、日本の法令が及ばない場所に電子データを保管することの禁止（ISMAP クラウドサービスリスト掲載されているサービスを利用する場合又は甲が特に認める場合を除く）
- (12) OS やセキュリティ対策ソフトウェアの最新状態を保持すること等による、外部からの不正アクセス防止・情報漏えい防止策の実行
- (13) その他、委託の内容に応じて、提供資料の保全のために必要な措置
- (14) 上記項目の従事者への周知

4 ウイルス対策

乙は、コンピュータウイルス対策として、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 全てのサーバ及びクライアント端末にウイルス対策ソフトウェアを導入すること。
- (2) ウイルス対策ソフトウェアとして、ウイルスの検知、リアルタイム保護、検疫機能などの機能を有すること。
- (3) ウイルス対策ソフトウェアは常駐させること。
- (4) パターンファイルの更新については、パターンファイルが公開された時点で迅速に適用できる仕組みを用意すること。
- (5) ウイルス検出時には、利用者や担当職員に迅速に通知する機能を持つと同時に、駆除・削除ができること。
- (6) 毎日、曜日指定、毎週、毎月等のスケジュールを作成し、定期的にウイルスチェックを行うこと。